平成２７年（フ）第９３５号
千葉県浦安市富士見２丁目９番23―205号
シャトルコトブキＢ棟
債務者　浅野　奈佳
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２７年（フ）第１９３号
長野市大字中御所12番地14
債務者　古澤　一憲
1　決定年月日時　平成27年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３２４号
静岡県御殿場市板妻12番地の39　ジュネスハイツＣ202
債務者　飯田　勝彦
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第３２６号
静岡県沼津市三枚橋町６番24号東栄ビル２Ｆ201、前住所静岡県沼津市下香貫楊原731番地の２
債務者　新井　**廣**義
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２７年（フ）第８５７号
京都府宇治市大久保町旦椋50番地の１　府営西大久保団地29棟207号
債務者　門脇　**吉**信
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第９１２号
京都市右京区西院日照町72番地　大晋メゾネ西院ノ森702
債務者　山川亜里沙（旧姓川上）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３１号
京都市西京区松室扇田町20番地の２
債務者　塚本　清忠
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０３２号
京都市右京区京北細野町下壬生垣内６番地
債務者　藤原千夜子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４５号
京都府向日市寺戸町南垣内64番地の２　柳本荘208号室、前住所京都府向日市寺戸町渋川21番地の４
債務者　山代　文昭
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第１０４７号
京都市下京区五条通柳馬場東入塩竈町387番地１　双葉五条ビル404
債務者　野村　安伸
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２７年（フ）第２５号
京都府舞鶴市字倉谷1666番地４―203号
債務者　松尾　淑江（旧姓池田）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２７年（フ）第３３号
京都府福知山市和久市町238番地の４
債務者　四方　紀子
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２７年（フ）第９６２号
大阪府松原市天美東７丁目61番地の５―401号
債務者　山本　浩子（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２７年（フ）第３５号
香川県観音寺市大野原町萩原1533番地１
債務者　岡田　敬光
1　決定年月日時　平成27年12月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月26日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２７年（フ）第１２６号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町64番地６
債務者　辻　　京子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第１２９号
北海道登別市幌別町２丁目11番地６
債務者　木原美津江
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２７年（フ）第２３９号
静岡県富士市天間590番地の４
債務者　田子　秀美
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
静岡地方裁判所富士支部